

議案第 66 号

平成 27 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

平成 27 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾整備事業費	2 整備費	東扇島コンテナ事業	千円 106,000
		東扇島施設事業	56,132
		千鳥町施設整備事業	145,154
合	計		307,286